

期 変形労働時間制が導入された場合の振り返り

評価期間 年 月 日 ～ 年 月 日

評 価 A：良くあてはまる B：あてはまる C：あまりあてはまらない D：あてはまらない

	項 目	評 価
導 入 前	1 制度導入のための条例案作成前に、学校で本制度についての検討が行われた。 2 制度導入のための条例案作成前に、学校や市町村教委の意向が県教委に伝えられた。 3 前年度、タイムカード等によって在校等時間を客観的に記録・保存していた。 4 前年度に超勤時間の上限を超える勤務をした教員は本制度の対象とされなかった。 5 校長が教員一人ひとりと対話し個々の事情を斟酌して、適用の対象や方法を決めた。 6 育児や介護等を行う教員には、その時間を確保できるよう配慮がなされた。 配慮の例：勤務日や勤務時間の割り振りの工夫、対象期間の短縮、制度の対象としないなど 7 勤務時間の延長は、長期休業期間に新たに確保できる休日の日数の範囲内で計画された。	A B C D A B C D A B C D A B C D A B C D A B C D A B C D
導 入 後	1 指針に定める全ての措置が実施された。 2 前項がC・Dとなった場合、それ以後の延長されていた勤務時間は通常の勤務時間に戻された。 3 部活動ガイドラインの活動時間の上限を守った。(P.10の4参照) 4 本制度による休日は、長期休業期間に連続して取った。(夏休みに3日、冬休みに2日なども可) 5 超勤4項目のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等は、通常の正規の勤務時間内に行われた。 6 勤務時間の延長を理由とした生徒の活動の延長や教員の業務の付加は行われなかった。	A B C D A B C D A B C D A B C D A B C D A B C D
勤 務 条 件	1 対象期間が3箇月を超える場合、勤務日数は1年あたり280日以内だった。 2 対象期間を平均して、1週間あたりの勤務時間は38時間45分だった。 3 勤務時間は、1日10時間以内、1週間52時間以内だった。 4 超過勤務は1カ月に42時間以内、1年間に320時間以内だった。 5 連続勤務日数は6日、特定期間(特に業務が繁忙な期間)中は12日以内だった。	A B C D A B C D A B C D A B C D A B C D
そ の 他	1 相談窓口が教育委員会及び文科省に設置されていることが十分に広報された。 2 本制度の活用に関して職員団体が地方公共団体の当局に交渉の申し入れをした。 3 前項の申し入れによって交渉が行われた。 4 前項の交渉の結果結ばれた協定は、誠意と責任をもって履行された。	A B C D A B C D A B C D A B C D
成 果	1 これまで夏季休や年休等で取っていた休日に加えて、本制度による休日を取ることができた。 2 本制度の導入を契機として、長期休業期間における部活動、研修等の業務の縮減が一層進んだ。 3 本制度の導入によって休息の時間等が増え、効果的な教育活動を行うことにつながった。 4 本制度の導入が教職の魅力向上につながった。	A B C D A B C D A B C D A B C D